

令和3年3月12日

# 町 議 会 議 案

第 1 回  
(定 例)

鹿 追 町

## 議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
2	鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	
3	報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について	
4	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
5	鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について	
6	鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
7	鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	
8	鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
9	鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
11	鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
12	鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
13	鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
14	鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
16	鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
17	鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について	
18	鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について	

19	鹿追町屋内ゲートボール場設置条例を廃止する条例の制定について	
20	令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第12号）について	
21	令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について	
22	令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）について	
23	令和2年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について	
24	令和2年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第4号）について	
25	令和2年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第5号）について	
26	令和2年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	
27	令和3年度鹿追町一般会計予算について	
28	令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について	
29	令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について	
30	令和3年度鹿追町簡易水道特別会計予算について	
31	令和3年度鹿追町下水道特別会計予算について	
32	令和3年度鹿追町介護保険特別会計予算について	
33	令和3年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について	
34	公の施設の指定管理者の指定について	
同意1	鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について	

## 議案第 2 号

鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第4条第2号イにおいて同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者

(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。) その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、鹿追町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であるこ

とにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合  
当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、第8条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ

の作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該2を乗じて得た数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該金額が3,000円を超える場合には、3,000円)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 3 号

報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

報酬及び費用弁償支給条例（昭和29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和3年9月30日」に改める。

別表中

「

学校医・学校歯科 医・学校薬剤師	生涯学習計画策定 委員	老人保健福祉計画 策定委員会委員	神田日勝記念美術 館運営協議会委員
月額 円 11,100	日額 円 長 8,000 委員 7,200	日額 円 長 8,000 委員 7,200	日額 円 長 8,000 委員 7,200
回額 円 31,200			

」を

「

学校医・学校歯科 医・学校薬剤師	生涯学習計画策定 委員	老人保健福祉計画 策定委員会委員	神田日勝記念美術 館運営協議会委員
月額 円 11,100	日額 円 長 8,000 委員 7,200	日額 円 長 8,000 委員 7,200	日額 円 長 8,000 委員 7,200

」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



議案第 4 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「令和3年3月31日」を「令和3年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 5 号

鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例

鹿追町ふるさと寄附金基金条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「寄附金を」の次に「規則で定める事業に要する」を、「財源に」の次に「充て」を加える。

第2条を削る。

第3条中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、同条を第2条とする。

第4条中「第2条各号に規定する」を「規則で定める」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例

鹿追町学童保育所条例（平成4年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「東町3丁目2番地」を「鹿追北2線8番地101」に、「65名」を「70名」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 7 号

鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例

鹿追町修学資金貸付条例（平成9年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「9年」を「12年」に改める。

附則第2項中「平成32年度」を「令和7年度」に、「平成33年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 8 号

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 10 号

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正す  
る条例

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例（平成14年条例第30号）  
の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 11 号

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例（平成24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



## 議案第 12 号

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例

鹿追町介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「34,800円」を「37,200円」に改め、同項第2号中「45,240円」を「48,300円」に改め、同項第3号中「52,200円」を「55,800円」に改め、同項第4号中「62,640円」を「66,900円」に改め、同項第5号中「69,600円」を「74,400円」に改め、同項第6号中「76,560円」を「81,800円」に改め、同号ア中「合計所得」というを「合計所得金額」というに改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「当合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額」を「当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」に改め、「この項において」を削り、同項第7号中「83,520円」を「89,200円」に改め、同項第8号中「90,480円」を「96,700円」に改め、同項第9号中「100,920円」を「107,800円」に改め、同項第10号中「111,360円」を「119,000円」に改め、同項第11号中「125,280円」を「133,900円」に改め、同項第12号中「139,200円」を「148,800円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度の各年度」に、「20,880円」を「22,300円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度の各年度」に、「20,880円」を「22,300円」に、「34,800円」を「37,200円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度の各年度」に、「20,880円」を「22,300円」に、「48,720円」を「52,000円」に改める。

第16条本文中「並びに」を「及び」に改め、同条ただし書中「並びに」を「及び」に改め、「(昭和25年法律第226号)」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によつて計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によつて計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿追町介護保険条例第8条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 13 号

鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を  
改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成3  
0年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」を「第6章 基  
準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）  
則（第34条）」に改める。  
第7章 雑

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な  
体裁の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じな  
ければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第1  
18条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切  
かつ、有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）  
を、「ならない。」の次に「ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等や  
むを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）  
を前項に規定する管理者とすることができる。」を加える。

第7条第2項中「こと」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作

成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「サービス担当者会議」の次に「（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）」を加え、「（居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第18号の2中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が町長が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅介護サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中「規程（）」の次に「以下「運営規程」という。」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備するこ

と。

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第2項第4号中「項」を「号」に改める。

第33条中「第25条」の次に「第1項」を加える。

本則に次の1章を加える。

#### 第7章 雑則

##### (電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業所及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」をいう。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第24号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾、その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「第2項」の次に「（第33条において準用する場合を含む。）」を、「介護支援専門員」の次に「（主任介護支援専門員を除く。）」を加え、「第6」を「同」に改め、「第1項」の次に「（第33条において準用する場合を含む。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、

同日において当該事業を行っている事業所) であって、同日において当該事業所における第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項(第33条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号の2の次に1号加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

### (虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第5項及び第30条の2(これらの規定を新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第21条(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条中、「次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(同号に掲げる事項を除く。)」とする。

### (業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

### (感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 14 号

鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する

目次中「第6章 委任(第35条)」を「第6章 委任(第35条) 第7章 雑則(第36条)」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項



第20条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条中「事業者ごとに」を「事業所ごとに」に改める。

第32条第7号中「解決すべき」を「支援すべき」に改め、同条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第7章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者

（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するも

の（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### （虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第28条の2（これらの規定を新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第19条（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第19条中、「次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（同号に掲げる事項を除く。）」とする。

### （業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

### （感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 15 号

鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例（平成25年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第227条」の次に「・第228条」を加える。

第1条中「共生型指定地域密着型サービスの事業に係る」を削り、「第78条の2  
の2第1項」の次に「各号」を加え、「指定地域密着型サービスの事業に係る法第7  
8条の2第1項及び第4項第1号並びに」を削り、「より」を「基づき」に改め、「共  
生型地域密着型サービスの事業並びに」を削り、「基準を」を「基準について」に改  
める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のた  
め、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等  
の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当  
たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要  
な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「行う」を「行い、」に

改める。

第8条第2項本文中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同項ただし書中「第1項」を「前項」に、「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同条第5項中「支障がない場合」を「支障がないとき」に改め、同項第1号中「いう。」の次に「第49条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第49条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第49条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第49条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第49条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第49条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第49条第4項第7号、」を加え、「第3号」を削り、同項第8号中「をいう。」の次に「第49条第4項第8号及び」を加え、同項第11号中「（以下「平成18年旧介護保険法」という。）」を削り、同条第6項ただし書中「当該」の次に「指定」を加える。

第16条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年鹿追町条例第13号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号」に改める。

第25条第2項中「それらの結果」を「その結果」に改める。

第28条第2項ただし書中「及び利用者」を「並びに利用者」に改める。

第33条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第34条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければ

ならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に行う業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

第36条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項

を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項中「町の職員」を「町の職員（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第77条第1項及び第111条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第42条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第42条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第45条第2項中「第44条」を「前条」に改める。

第46条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第49条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、

同号ただし書を削り、同条第2項本文中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同項ただし書中「同項ただし書に規定する厚生労働大臣」を「町長」に改め、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
  - (1) 指定短期入所生活介護事業所
  - (2) 指定短期入所療養介護事業所
  - (3) 指定特定施設
  - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
  - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
  - (6) 指定地域密着型特定施設
  - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
  - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - (9) 指定介護老人福祉施設
  - (10) 介護老人保健施設
  - (11) 指定介護療養型医療施設
  - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。



7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第57条中「（以下この章において「運営規程」という。）」を削り、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「ときは」の次に「、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第34条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき町長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第61条前段中「第35条」を「第34条の2」に、「、第42条及び第43条」を「及び第42条から第43条まで」に改め、同条中「「第57条に規定する重要事項に関する規定」と、」を「「運営規定（第57条に規定する重要事項に関する規定をいう。第36条第1項において同じ。））」と、同項、第21条、第34条の2第2項、第35条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第21条、第35条及び第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と」を削る。

第62条の見出しを削る。

第63条第1項第3号中「第5条」を「第5条の規定」に、「市町村」を「町長」に改め、同条第3項中「前項」を「前項の規定」に改める。

第64条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第65条第2項第1号中「ア」の次に「の規定」を加え、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「（」を「において、」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に改める。

第67条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第69条第6号前段中「添って」を「沿って」に、「する。」を「ものとする。この場合において、」に改める。

第72条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第73条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条第2項中「前項の規定により」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。

第76条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第77条第1項中「町の職員」を「町の職員（当該指定地域密着型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第4項中「市町村」を「町」に改める。

第79条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第80条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「第72条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第36条を「「運営規定（第61条に規定する重要事項に関する規定をいう。第36条第1項において同じ。））」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改める。

第80条の2中「指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。」を「指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。」に改める。

第80条の3前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「第63条」を「第62条」に、「第64条、第65条第4項及び」を「第64条及び第65条第4項並びに」に改め、同条中「「第72条に規定する重要事項に関する規程（第36条において「運営規程」という。））」を「「運営規程（第72条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。））」に、「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に、「及び第73条第3項」を「、第73条第3項及び第4項並びに第76条第2項第1号及び第3号」に改める。

第83条第2項中「従事する者」を「従事するもの」に改める。

第83条の2第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第83条の4第2項中「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同条第4項中「（」を「において、」に改め、「深夜に」の次に「指定」を加え、「場合に限る。）には」を「ときは」に改め、「当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った」を削る。

第83条の8第5号中「添って」を「沿って」に改める。

第83条の12中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条の14第1項中「サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第83条の15第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第4号中「市町村」を「町」に改める。

第83条の16中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、同条後段中「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第36条第1項中」に、「規定」を「規程」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第73条第3項中」を「第73条第3項及び第4項並びに第76条第2項第1号及び第3号中」に改める。

第85条第1項中「併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)」を「併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に、「平成24年」を「平成25年」に改める。

第87条第2項第1号中「ア」の次に「の規定」を加え、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「(」を「において、」に、「場合に限る。）」に「は」を「ときは」に改める。

第88条第1項中「施設」の次に「(第90条第1項において、「本体事業所等」という。))」を加える。

第89条第2項中「第7項」の次に「、第134条第9項」を加える。

第90条第1項ただし書中「できるものとする」を「できるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にあ

る他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」に改め、同条第2項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第97条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第103条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第104条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、同条後段中「第97条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「運営規程（第97条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」に、「第36条」を「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に、「とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「とあり、並びに第73条第3項及び第4項並びに第76条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」に改める。

第106条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第11項及び第12項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第107条第3項中「第135条第2項」を「第135条第3項」に改め、「、第216条第3項」を削り、「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第108条中「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者、」を「指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは」に、「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第109条第1項の表を削り、同条第2項に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第110条第2項第2号ウ中「イ」の次に「の基準」を加える。

第111条中「会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第114条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第6号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第115条第2項中「それらの結果」を「その結果」に改める。

第116条第6号中「前項」を「前号」に改める。

第117条第2項中「第13条」を「条例第16条」に改める。

第120条第3項中「なくては」を「なければ」に改める。

第124条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第125条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下、この項において同じ。)の終期まで(町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第126条第2項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第127条第1項中「おかねば」を「おかなければ」に改める。

第131条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第132条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第77条まで」を「第77条」に、「「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条」を「「運営規程（第124条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。））」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改め、「第3項」の次に「及び第4項並びに第76条第2項第1号及び第3号」を加える。

第134条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第134条第5項本文中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加え、「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応



型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に町長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第135条第2項中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもつて充てることができる。

第136条中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第137条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第141条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第152条において準用する第77条第1項に規定する運営推進会議における評価

第145条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第146条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項に後段として

次のように加える。

その際、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第151条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第152条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第128条まで」を「第128条」に、「「第146条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第36条」を「「運営規程（第146条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。））」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改め、「第4節」との次に「、第76条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第154条第5項及び第6項ただし書中「当該」の次に「指定」を加える。

第156条第4項第1号ア本文中「する」の次に「こと」を加える。

第157条の見出し中「説明及び」を「説明並びに」に改める。

第162条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第163条第6項中「地域密着型特定施設サービス計画作成後」を「地域密着型特定施設サービス計画の作成後」に改める。

第169条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第170条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第172条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第173条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第36条第1項中「運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と」に改め、「「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を削り、「第4節」と」の次に「、第76条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第174条の見出しを削る。

第175条の見出しを削り、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができ

る場合にあつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第175条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第202条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第211条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第4項中「第176条」を「次条」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等」の次に「の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する」を、「基準」の次に「（平成18年厚生労働省令第35号）」を加え、同条第13項中「。以下同じ」を削り、「第7条」の次に「第1項」を、「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第176条の見出しを削り、同条第1項第8号中「とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお」を「（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし」に改める。

第180条第3項第3号及び第4号並びに第4項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第181条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う

ことができるものとする。）」を加える。

第182条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第187条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第187条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第187条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第192条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第193条第3項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第193条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第195条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第199条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第200条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第201条前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を加え、「、第77条第1項」を「及び第77条第1項」に改め、同条中「「第192条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「「運営規程(第192条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。)」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第202条中「、第3節及び前節」を「及び前2節」に改める。

第204条第1項第1号ア中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「床面積等は、次のいずれかを満たす」を「床面積は、10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第204条第1項第1号ア(ウ) a及びbを削る。

第204条第1項第4号中「とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお」を「(中廊下にあっては、1.8メートル以上) とすること。ただし」に改める。

第205条第3項第3号及び第4号並びに第4項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第206条第5項中「当たって」を「当たっては」に改め、同条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第210条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第211条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質向上のために、その」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第211条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第213条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を加え、「第210条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「「運営規程(第210条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。)」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「及び第5号」を「、第5号及び第7号」に改める。

第214条の見出しを削る。

第215条第12項中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同条第13項中「前項の」の次に「別に町長が定める」を加える。

第216条第3項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第217条中「従業者も」を「従業者」に、「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第219条第2項第2号ウ中「イ」の次に「の基準」を加える。

第220条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの」を「行い、その」に改める。

第223条第4項中「なくては」を「なければ」に改める。

第225条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第226条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に、「「第226条において準用する第124条に規定する重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条」を「「運営規程（第226条において準用する第124条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改め、「第3項」の次に「及び第4項並びに第76条第2項第1号及び第3号」を加え、「従事者」を「従業者」に改める。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第228条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第61条、第80条、第80条の3、第



83条の16、第104条、第132条、第152条、第173条、第201条、第213条及び第226条において準用する場合を含む。）、第139条第1項、第160条第1項及び第179条第1項（第213条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第154条」を「第176条」に改める。

附則第3項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第4項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「入所」を「入所させ」に、「第154条」を「第176条」に、「第182条」を「第204条」に改める。

附則第5項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「入所」を「入所させ」に改める。

附則第6項中「第151条」を「第156条」に、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間この条例による改正後の鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第42条の2（新条例第61条、第80条、第80条の3、第83条の16、第104条、第132条、第152条、第173条、第201条、第213条及び第226条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第33条、第57条、第72条（新条例第80条の3において準用する場合を含む。）、第80条の12、第97条、第124条、（新条例第226条において準用する場合を含む。）、第146条、第169条、第192条及び第210条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条の2（新条例第61条、第80条、第80条の3、第83条の16、第104条、第132条、第152条、第173条、第201条、第213条及び第226条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第34条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条第3項（新条例第61条において準用する場合を含む。）及び第76条第2項（新条例第80条の3、第83条の16、第104条、第132条、第152条、第173条及び第226条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第73条第3項（新条例第

80条の3、第83条の16、第104条、第132条及び第226条において準用する場合を含む。)、第147条第3項、第170条第4項、第193条第3項及び第211条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

第6条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第187条の2(新条例第213条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第187条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第187条の3(新条例第213条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第187条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第8条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第195条第2項第3号(新条例第213条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第9条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例199条第1項(新条例第213条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中、「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニット定員に係る経過措置)

第10条 施行日から当分の間、新条例第204条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第175条第1項第3号ア及び第211条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜

を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第11条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この条例による改正前の鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第204条第1項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

議案第 16 号

鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」の次に「・第94条」を加える。

第1条中「第115条の12第2項第1号並びに」を削り、「より」を「基づき」に、「を」を「について」に改める。

第2条第1号中「第14項」を「第12項」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第1項各号列記以外の部分中「この条」を「この項」に、「指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ」を「指定介護予防認知症対応型通所介護をいう」に改める。

第8条第2項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第9条第2項第1号中「ア」の次に「の規定」を加え、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「場合（」を「場合において、」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に改める。

第10条第1項中「次条」の次に「第1項」を、「事業所又は施設」の次に「（第12条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第11条第2項中「。第81条において同じ」を削り、「同第7項」を「同条第7項及び第73条第9項」に改める。

第12条第1項ただし書中「できるものとする」の次に「ほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加え、同条第2項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第18条中「サービス担当者会議（」の次に「鹿追町」を、「方法」の次に「等」を加え、「基準」を「条例」に、「平成18年厚生労働省令第37号」を「平成26年鹿追町条例第23号」に改め、「指定介護予防支援等基準」の次に「条例」を加え、「第30条」を「第32条」に改める。

第21条中「当該」の次に「介護予防サービス」を加える。

第24条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第29条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条第1項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する町の職員」を「町の職員（当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第51条において、「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第42条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第46条第6項中「前各号」を「前各項」に改め、同項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「若しくは」を「又は」に、「以外のもの」を「以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に、「以下「本体事業所」を「以下この章において「本体事業所」に改め、同条第11項中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同条第12項中「第69条第2号に規定する」



を削り、「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第47条第1項ただし書中「第6項表」を「前条第6項の表」に、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項）を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項）に改め、「以下同じ。」を削り、同条第3項中「第74条第2項」を「第74条第3項」に、「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第48条中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第50条第2項第2号ウ中「及びイ」の次に「の基準」を加える。

第51条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第54条第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第6号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第59条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合であっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第61条第2項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第62条第1項中「おかねば」を「おかなければ」に改める。

第66条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第67条中「第33条から第38条まで及び第39条（第4項を除く。）から第41条まで」を「第30条の2及び第33条から第41条まで（第39条第4項を除く。）」に、「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「「運営規程（第59条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第30条第3項及び第4項、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に、「第28条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条」を「第28条」に改め、「第30条、第34条並びに第35条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第68条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第69条第2号中「指定介護予防支援等基準」の次に「条例」を加え、「取組」を「取扱」に改め、同条第3号中「すると」の次に「と」を加え、「なくては」を「なければ」に改める。

第73条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第73条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介

護予防認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に町長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第74条第2項中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第76条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改める。

第80条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第81条中「指定地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」に改める。

第82条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条第2項中「介護」を削り、同条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第83条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範

困を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第88条前段中「第28条」の次に「、第30条の2」を加え、「、第39条（第4項を除く。）、第40条、第41条（第5項を除く。）」を「から第41条まで（第39条第4項及び第41条第5項を除く。）」に改め、同条中「「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「「運営規定（第82条に規定する重要事項に関する規定をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」及び「、第61条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第89条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第41条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第94条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第16条第1項（第67条及び第88条において準用する場合を含む。）及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等

の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法  
その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることが  
できる。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### （虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日ま  
での間、この条例による改正後の鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の  
人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため  
の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3  
条第3項及び第39条の2（新条例第67条及び第88条において準用する場合を  
含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講  
ずるよう努めなければ」とし、新条例第29条、第59条及び第82条の規定の適  
用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措  
置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要  
事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」  
とする。

### （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項（新条例第  
67条において準用する場合を含む。）及び第83条第3項の規定の適用につい  
ては、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と  
する。

### （業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第6  
7条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条  
例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」  
と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、  
同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

### （感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項（新条例第  
67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同  
項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

## 議案第 17 号

鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

### 鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例

鹿追町営牧場管理条例（昭和49年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「を「放牧期」と「舎飼期」に分ける」を「は「放牧期」と「舎飼期」とする」に改め、同項第1号中「5月15日から10月16日まで155日間」を「5月6日から10月31日」に改め、同項第2号中「10月17日から翌年5月14日まで 210日間」を「4月1日から翌年3月31日」に改める。

第10条第2項各号を次のように改める。

- (1) 放牧期 6箇月以上 1頭1日につき 264円  
人工授精依頼牛 1頭1回につき 2,640円
- (2) 舎飼期 6箇月以上 1頭1日につき 616円  
人工授精依頼牛 1頭1回につき 2,640円

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条の規定は、施行日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

議案第 18 号

鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(鹿追町簡易水道事業給水条例の一部改正)

第1条 鹿追町簡易水道事業給水条例(平成10年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第23条中「料金は、」の次に「隔月の」を加える。

第25条第1項に次の2号を加える。

(3) 使用日数が1月を超え45日以下のときは、使用期間を2分の3月分とみなして算定した額

(4) 使用日数が46日以上あるときは、使用期間を2月分とみなして算定した額

第27条第1項中「毎月」を「、当該月の使用水量を決定した日の属する月の翌月末日を納期限として」に改める。

(鹿追町営農用水道設置条例の一部改正)

第2条 鹿追町営農用水道設置条例(昭和50年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条中「高台地区水道使用料の」を削る。

(鹿追町農業集落排水処理施設管理条例の一部改正)

第3条 鹿追町農業集落排水処理施設管理条例(平成元年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「納額告知書により毎月末日までに徴収する」を「鹿追町

簡易水道事業給水条例（平成10年条例第11号）第27条の規定を準用する」に改める。

第15条第1項中「毎使用月において」を削り、同条第3項中「次のとおりとする」を「鹿追町簡易水道事業給水条例第25条の規定を準用する」に改め、同項各号を削り、同条第5項中「（平成10年条例第11号）」を削る。

（鹿追町公共下水道条例の一部改正）

第4条 鹿追町公共下水道条例（平成6年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、規則で定めるところにより、集金又は公共下水道納額告知書により徴収する」を「鹿追町簡易水道事業給水条例（平成10年3月条例第11号）第27条の規定を準用する」に改め、同条第3項を削る。

第20条第3項中「次の各号の定めるところによる」を「鹿追町簡易水道事業給水条例第25条の規定を準用する」に改め、同項各号を削る。

（鹿追町個別排水処理施設管理条例の一部改正）

第5条 鹿追町個別排水処理施設管理条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「規則で定めるところにより、集金又は納額告知書により毎月末日までに前月分を徴収する」を「鹿追町簡易水道事業給水条例（平成10年3月条例第11号）第27条の規定を準用する」に改め、同条第3項中「次の区分による」を「鹿追町簡易水道事業給水条例第25条の規定を準用する」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鹿追町簡易水道事業給水条例、鹿追町営農用水道設置条例、鹿追町農業集落排水処理施設管理条例、鹿追町公共下水道条例及び鹿追町個別排水処理施設管理条例の規定は、令和3年4月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年3月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。



議案第 19 号

鹿追町屋内ゲートボール場設置条例を廃止する条例の制定について

鹿追町屋内ゲートボール場設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町屋内ゲートボール場設置条例を廃止する条例

鹿追町屋内ゲートボール場設置条例(昭和63年条例第21号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年3月31日から施行する。

## 令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）

令和 2 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70,703 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,938,199 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(単位：千円)

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町税		824,826	68,404	893,230
	1. 町民税	390,428	27,096	417,524
	2. 固定資産税	372,287	43,349	415,636
	3. 軽自動車税	21,868	△1,097	20,771
	4. 市町村たばこ税	36,604	781	37,385
	5. 入湯税	3,639	△1,725	1,914
8. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		6,500	2,182	8,682
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	6,500	2,182	8,682
12. 分担金及び負担金		15,825	△2,669	13,156
	1. 分担金	9,362	△2,669	6,693
13. 使用料及び手数料		629,120	△9,362	619,758
	1. 使用料	610,237	△10,273	599,964
	2. 手数料	6,883	911	7,794
14. 国庫支出金		1,407,651	57,629	1,465,280
	1. 国庫負担金	157,768	△3,182	154,586
	2. 国庫補助金	1,182,445	60,723	1,243,168
	3. 委託金	67,438	88	67,526
15. 道支出金		351,087	15,978	367,065
	1. 道負担金	94,346	△522	93,824
	2. 道補助金	241,448	17,428	258,876
	3. 委託金	15,293	△928	14,365
16. 財産収入		73,204	3,072	76,276
	1. 財産運用収入	54,684	190	54,874
	2. 財産売却収入	18,520	2,882	21,402
17. 寄附金		123,411	1,599	125,010
	1. 寄附金	123,411	1,599	125,010
18. 繰入金		1,145,826	△102,567	1,043,259

	1. 基金繰入金	1, 145, 826	△102, 567	1, 043, 259
19. 繰越金		207, 075	78, 186	285, 261
	1. 繰越金	207, 075	78, 186	285, 261
20. 諸収入		535, 626	△37, 249	498, 377
	3. 貸付金元利収入	65, 994	2, 506	68, 500
	4. 受託事業収入	7, 004	△915	6, 089
	5. 雑入	462, 318	△38, 840	423, 478
21. 町債		604, 069	△4, 500	599, 569
	1. 町債	604, 069	△4, 500	599, 569
	歳入合計	8, 867, 496	70, 703	8, 938, 199

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		53,656	△1,544	52,112
	1. 議会費	53,656	△1,544	52,112
2. 総務費		3,091,919	△30,869	3,061,050
	1. 総務管理費	3,069,395	△31,214	3,038,181
	2. 徴税費	6,862	720	7,582
	3. 戸籍住民登録費	8,421	88	8,509
	5. 統計調査費	4,097	△39	4,058
	6. 監査委員費	2,917	△424	2,493
3. 民生費		670,484	△3,732	666,752
	1. 社会福祉費	519,391	10,210	529,601
4. 衛生費	2. 児童福祉費	150,893	△13,942	136,951
	1. 保健衛生費	477,675	△21,542	456,133
5. 農林費	2. 清掃費	419,983	△22,029	397,954
	1. 農業費	57,692	487	58,179
6. 商工費		1,283,210	140,673	1,423,883
	1. 農業費	1,262,861	142,636	1,405,497
7. 土木費	2. 林業費	20,349	△1,963	18,386
	1. 商工費	213,018	9,390	222,408
8. 消防費		213,018	9,390	222,408
	1. 道路橋りょう費	414,153	27,644	441,797
	2. 河川費	246,251	29,884	276,135
	3. 都市計画費	67,938	△354	67,584
9. 教育費	4. 住宅費	28,987	△51	28,936
	1. 消防費	70,977	△1,835	69,142
		252,534	△1,184	251,350
		252,534	△1,184	251,350
		733,882	△18,642	715,240

	1. 教育総務費	247,215	△10,591	236,624
	2. 小学校費	164,738	△2,044	162,694
	3. 中学校費	49,987	△401	49,586
	4. 社会教育費	216,003	△5,483	210,520
	5. 保健体育費	55,939	△123	55,816
11. 諸支出金		787,672	△29,491	758,181
	1. 基金費	787,672	△29,491	758,181
歳出合計		8,867,496	70,703	8,938,199

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
鹿追町中小企業事業資金 特別利子等補給	自 令和 3 年度 至 令和 1 5 年度	1 6, 6 9 1 千円以内	変更前に同じ	1 9, 9 8 1 千円以内

第 3 表

地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円以内 17,600	普通貸借 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし金利見直し方式で借り入れられる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においてはその見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業	千円以内 3,400	普通貸借 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし金利見直し方式で借り入れられる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	千円以内 1,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
過疎対策事業	415,800	同上	同上	同上	398,000	同上	同上	同上
地域活性化事業	61,700	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上
緊急防災・減災事業	3,600	同上	同上	同上	63,000	同上	同上	同上



1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	824, 826	68, 404	893, 230
8. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	6, 500	2, 182	8, 682
12. 分担金及び負担金	15, 825	△2, 669	13, 156
13. 使用料及び手数料	629, 120	△9, 362	619, 758
14. 国庫支出金	1, 407, 651	57, 629	1, 465, 280
15. 道支出金	351, 087	15, 978	367, 065
16. 財産収入	73, 204	3, 072	76, 276
17. 寄附金	123, 411	1, 599	125, 010
18. 繰入金	1, 145, 826	△102, 567	1, 043, 259
19. 繰越金	207, 075	78, 186	285, 261
20. 諸収入	535, 626	△37, 249	498, 377
21. 町債	604, 069	△4, 500	599, 569
歳入合計	8, 867, 496	70, 703	8, 938, 199

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	53,656	△1,544	52,112				△1,544
2. 総務費	3,091,919	△30,869	3,061,050	15,143	△17,700	3,432	△31,744
3. 民生費	670,484	△3,732	666,752	△3,399	2,500	△827	△2,006
4. 衛生費	477,675	△21,542	456,133		△300	△7,650	△13,592
5. 農林費	1,283,210	140,673	1,423,883	35,427	13,600	53,243	38,403
6. 商工費	213,018	9,390	222,408	△7,400	△4,400	17,735	3,455
7. 土木費	414,153	27,644	441,797	22,907			4,737
8. 消防費	252,534	△1,184	251,350		1,700		△2,884
9. 教育費	733,882	△18,642	715,240	10,929	100	△9,038	△20,633
10. 公債費	870,197	0	870,197			△178,048	178,048
11. 諸支出金	787,672	△29,491	758,181			△29,412	△79
歳 出 合 計	8,867,496	70,703	8,938,199	73,607	△4,500	△150,565	152,161

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 町税	824,826	68,404	893,230			
項 1. 町民税	390,428	27,096	417,524			
目 1. 個人	354,901	29,945	384,846			
				1. 現年課税分	30,017	現年課税分 30,017
				2. 滞納繰越分	△ 72	滞納繰越分 △72
目 2. 法人	35,527	△ 2,849	32,678			
				1. 現年課税分	△ 2,848	法人税割額 △2,848
				2. 滞納繰越分	△ 1	滞納繰越分 △1
項 2. 固定資産税	372,287	43,349	415,636			
目 1. 固定資産税	363,754	43,349	407,103			
				1. 現年課税分	43,449	現年課税分 42,745
						過年度分 704
				2. 滞納繰越分	△ 100	滞納繰越分 △100
項 3. 軽自動車税	21,868	△ 1,097	20,771			
目 1. 種別割	19,878	157	20,035			
				1. 現年課税分	157	現年課税分 157

目 2. 環境性能割	1,990	△	1,254	736	1. 現年課税分	△	1,254	現年課税分	△1,254
項 4. 市町村たばこ税	36,604		781	37,385					
目 1. 市町村たばこ税	36,604		781	37,385					
項 5. 入湯税	3,639	△	1,725	1,914	1. 現年課税分	△	1,725	現年課税分	781
目 1. 入湯税	3,639	△	1,725	1,914					
款 8. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	6,500		2,182	8,682					
項 1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	6,500		2,182	8,682					
目 1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	6,500		2,182	8,682	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		2,182	国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,182
款12. 分担金及び負担金	15,825	△	2,669	13,156					
項 1. 分担金	9,362	△	2,669	6,693					
目 1. 農林費分担金	9,362	△	2,669	6,693	1. 農業費分担金	△	2,669	道営農業農村整備事業分担金	△2,669
款13. 使用料及び手数料	629,120	△	9,362	619,758					

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
項 1. 使用料	610,237	△ 10,273	599,964			
目 4. 農林使用料	526,373	△ 2,920	523,453	1. 農業使用料	△ 2,920	牧場使用料 △11,151 バイオガスプラント使用料 7,825 美蔓地区畑かん用水施設使用料 406
目 5. 商工使用料	5,307	△ 4,063	1,244	1. 商工使用料	△ 4,063	然別湖遊漁使用料 △4,063
目 7. 教育使用料	15,718	△ 3,290	12,428	1. 教育総務使用料	△ 3,213	青少年会館（鹿追高校寄宿舎）使用料 △3,213
項 2. 手数料	6,883	911	7,794	2. 社会教育使用料	△ 77	町民ホール使用料 △77
目 1. 総務手数料	2,091	61	2,152	1. 徴税手数料	61	地籍図交付手数料 61
目 2. 衛生手数料	4,482	850	5,332	2. 清掃手数料	850	一般廃棄物処理手数料（直接搬入分） 850
款14. 国庫支出金	1,407,651	57,629	1,465,280			

項 1. 国庫負担金	157,768	△	3,182	154,586				
目 1. 民生費国庫負担金	156,688	△	3,182	153,506				
					1. 社会福祉費負担金	△ 601	障害者医療費負担金 障害者自立支援給付費等負担金 介護保険低所得者保険料軽減負担金	675 △1,296 20
					2. 児童福祉費負担金	△ 2,581	児童手当負担金	△2,581
項 2. 国庫補助金	1,182,445		60,723	1,243,168				
目 1. 総務費国庫補助金	940,375		36,047	976,422				
					1. 総務管理費補助金	36,047	地方創生推進交付金 十勝アウトドアDMO事業 総務管理費補助金 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金(39,611) 子育て世帯への臨時特別給付金事業外補助金(△3,064)	△500 36,547
目 2. 民生費国庫補助金	9,387		776	10,163				
					1. 社会福祉費補助金	776	障害者総合支援事業費補助金	776
目 4. 土木費国庫補助金	101,610	△	593	101,017				
					2. 住宅費補助金	△ 593	社会資本整備総合交付金 令和団地公営住宅建設事業(△515) 住生活基本計画策定事業(△78)	△593

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
目 5. 教育費国庫補助 金	85,858	5,138	90,996			
				1. 小学校費補助金	3,458	防音事業関連維持費補助金 △131 学校施設環境改善交付金 1,679 小学校費補助金 1,910 学校保健特別対策事業費補助金
				2. 中学校費補助金	721	防音事業関連維持費補助金 △89 中学校費補助金 810 学校保健特別対策事業費補助金
				3. 社会教育費補助 金	1,007	子ども子育て支援整備交付金 1,007 学童保育所整備事業
目 6. 農林費国庫補助 金	0	19,355	19,355	4. 教育総務費補助 金	△ 48	教育総務費補助金 △48 公立学校情報機器整備費補助金(28) 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金(△156) 学校保健特別対策事業費補助金(80)
						本目新設
項 3. 委託金	67,438	88	67,526	1. 農業費補助金	19,355	農山漁村6次産業化対策事業補助金 19,355

目 1. 総務費委託金	1,352	88	1,440	2. 戸籍住民登録費委託金		88	協力連携事務委託金	88
款15. 道支出金	351,087	15,978	367,065					
項 1. 道負担金	94,346	△ 522	93,824					
目 1. 民生費道負担金	93,880	△ 522	93,358	1. 社会福祉費負担金		166	障害者医療費負担金 障害者自立支援給付費等負担金 介護保険低所得者保険料軽減負担金	337 △231 60
				2. 児童福祉費負担金		△ 688	児童手当負担金	△688
項 2. 道補助金	241,448	17,428	258,876					
目 1. 総務費道補助金	15,619	133	15,752	1. 総務管理費補助金		133	土地利用規制等対策事業市町村交付金 地域づくり総合交付金 神田日勝顕彰映像制作事業	△2 135
目 2. 民生費道補助金	21,698	△ 471	21,227					
				1. 社会福祉費補助金		529	地域生活支援事業補助金	529
				2. 児童福祉費補助金		△ 1,000	乳幼児等医療費助成事業補助金	△1,000



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
目 4. 農林費道補助金	187,415	17,760	205,175			
				1. 農業費補助金	19,173	農業委員会活動促進事業補助金 3,000 環境保全型農業直接支援対策交付金 △2,109 農業経営高度化支援事業補助金 △600 多面的機能支払交付金 △28 農業競争力基盤強化特別対策事業補助金 △280 畑作構造転換事業補助金 19,190
				2. 林業費補助金	△ 1,413	未来につながる森づくり推進事業補助金 △1,413
目 6. 教育費道補助金	10,437	6	10,443			
				1. 小学校費補助金	△ 104	特別支援教育就学奨励費補助金 △104
				2. 中学校費補助金	△ 119	特別支援教育就学奨励費補助金 △119
				3. 社会教育費補助金	229	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 △23 社会福祉施設整備事業補助金 252 学童保育所整備事業
項 3. 委託金	15,293	△ 928	14,365			
目 1. 総務費委託金	13,137	△ 40	13,097			

				4. 統計調査委託金	△	40	各種統計調査委託金	△40
目 2. 農林費委託金	1,900	△	888	1,012				
					△	888	道庁農業農村整備事業監督等補助業務委託金	△888
款16. 財産収入	73,204		3,072	76,276				
項 1. 財産運用収入	54,684		190	54,874				
目 2. 利子及び配当金	281		190	471				
						190	財政調整基金利子	△46
							減債基金利子	△50
							町づくり基金利子	△14
							地域福祉基金利子	12
							農業振興基金利子	27
							酪農振興基金利子	15
							商工業振興基金利子	16
							修学基金利子	11
							文化振興基金利子	5
							青少年人材育成事業基金利子	5
							福原治平青少年育成事業基金利子	9

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						図書館図書整備基金利子 1
						スポーツ振興基金利子 7
						環境保全センター基金利子 194
						鹿追町ふるさと寄附金基金利子 △4
						鹿追高等学校支援基金利子 1
						林業振興基金利子 1
項 2. 財産売払収入	18,520	2,882	21,402			
目 1. 不動産売払収入	7,934	2,272	10,206			
				1. 立木売払収入	△ 1,117	素材売払収入 △1,117
				2. 土地売払収入	3,389	町有地売払収入 3,389
目 2. 物品売払収入	10,586	610	11,196			
				1. 物品売払収入	610	神田日勝記念美術館物品売払収入 596 町史等売払収入 14
款17. 寄附金	123,411	1,599	125,010			
項 1. 寄附金	123,411	1,599	125,010			
目 2. 総務費寄附金	1,300	400	1,700			

						1. 総務管理費寄附金	400	総務管理費寄附金	400	400
目 4. 教育費寄附金	11	699	710							
						1. 社会教育費寄附金	699	社会教育費寄附金	699	699
目 6. 衛生費寄附金	0	500	500					本目新設		
						1. 保健衛生費寄附金	500	保健衛生費寄附金	500	500
款18. 繰入金	1,145,826	△ 102,567	1,043,259							
項 1. 基金繰入金	1,145,826	△ 102,567	1,043,259							
目 1. 減債基金繰入金	575,000	△ 225,000	350,000			1. 減債基金繰入金	△ 225,000	減債基金繰入金	△ 225,000	△ 225,000
目 3. 環境保全センター基金繰入金	77,000	112,760	189,760			1. 環境保全センター基金繰入金	112,760	環境保全センター基金繰入金	112,760	112,760
目 5. 商工業振興基金繰入金	50,000	22,000	72,000			1. 商工業振興基金繰入金	22,000	商工業振興基金繰入金	22,000	22,000
目 6. 鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	110,820	△ 13,318	97,502			1. 鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	△ 13,318	鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	△ 13,318	△ 13,318
目 7. 修学基金繰入金	29,575	△ 1,413	28,162			1. 修学基金繰入金	△ 1,413	修学基金繰入金	△ 1,413	△ 1,413

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
目 8. 武藤孔二記念奨学基金繰入金	192	△ 96	96	1. 武藤孔二記念奨学基金繰入金	△ 96	武藤孔二記念奨学基金繰入金 △96
目 9. 文化振興基金繰入金	500	△ 500	0	1. 文化振興基金繰入金	△ 500	文化振興基金繰入金 △500
目12. 町営牧場基金繰入金	0	3,000	3,000			本目新設
款19. 繰越金	207,075	78,186	285,261	1. 町営牧場基金繰入金	3,000	町営牧場基金繰入金 3,000
項 1. 繰越金	207,075	78,186	285,261			
目 1. 繰越金	207,075	78,186	285,261			
款20. 諸収入	535,626	△ 37,249	498,377	1. 前年度繰越金	78,186	前年度繰越金 78,186
項 3. 貸付金元利収入	65,994	2,506	68,500			
目 1. 貸付金元利収入	65,994	2,506	68,500	1. 貸付金元利収入	2,506	修学資金貸付金償還金 2,506
項 4. 受託事業収入	7,004	△ 915	6,089			
目 1. 農林費受託事業収入	6,431	△ 915	5,516			

				1. 農業費受託事業 収入	△	915	美蔓地区畑地かんがい施設維持管理協議会事務手数料 農林費受託事業収入 水利施設整備事業受託事業収入外	500 △1,415
項 5. 雑入		462,318	△	423,478	38,840			
目 1. 雑入		462,318	△	423,478	38,840			
				1. 雑入	△	38,840	北海道市町村振興協会交付金 地域づくりセミナー支援事業 居宅介護サービス計画作成費 介護予防サービス計画作成費 農業者年金基金業務委託手数料 中鹿追バイオガスプラント売電収入 瓜幕バイオガスプラント売電収入 ピュアモルトクラブハウス短期滞在者シートクリーニング料 児童デイサービス費収入 支援計画作成費 その他雑入	△454 1,328 306 120 △38,151 1,086 △148 1,400 △562 △3,765
款21. 町債		604,069	△	599,569	4,500			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
項 1. 町債	604,069	△ 4,500	599,569			
目 1. 総務債	233,900	△ 17,700	216,200	1. 総務管理債	△ 17,700	総務管理債 ジオパーク推進事業(△900) 高度無線環境整備推進事業(△10,000) 定住促進住宅建設・民間賃貸住宅家賃助成事業 4,200 地方バス路線維持補助事業 △11,000
目 2. 民生債	12,000	2,500	14,500			
目 3. 衛生債	14,300	△ 300	14,000	1. 児童福祉債	2,500	子ども医療費助成事業 2,500
目 4. 農林債	16,900	13,600	30,500	1. 保健衛生債	△ 300	健康診断による予防事業 △300
目 5. 商工債	7,000	△ 4,400	2,600	1. 農業債	13,600	農業債(道営) 13,600 上幌内地区草地畜産基盤整備事業(△500) 北瓜幕地区担い手畑総事業(△3,600) 東瓜幕地区担い手畑総事業(16,100) 瓜幕地区水利施設整備事業(1,600)
				1. 商工債	△ 4,400	観光振興事業 △4,400

目 7. 消防債	57,700	1,700	59,400	1. 消防債		1,700	消防債 小型動力ポンプ付水槽車整備事業	1,700
目 8. 教育債	123,100	100	123,200				鹿追高等学校通学支援事業	△200
				1. 教育総務債		2,800	鹿追高等学校女子寮管理事業	3,000
				2. 社会教育債		100	社会教育債 学童保育所整備事業	100
				3. 小学校債	△	2,800	小学校債 鹿追小学校バリアフリー化改修事業	△2,800



3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節区分	金額	説明
				補正額の財源内訳					
				国道支出金	特定財源 地方債	一般財源 その他			
款 1. 議会費	53,656	△ 1,544	52,112			△ 1,544			
項 1. 議会費	53,656	△ 1,544	52,112			△ 1,544			
目 1. 議会費	53,656	△ 1,544	52,112			△ 1,544			
							1. 報酬	△ 148 第三者審議会委員報酬	
							8. 旅費	△ 1,016 費用弁償 普通旅費	
							9. 交際費	△ 260 交際費	
							10. 需用費	△ 100 食糧費	
							13. 使用料及び賃借料	△ 10 有料駐車場使用料	
							18. 負担金補助及び交付金	△ 10 会議・研修会参加負担金	
款 2. 総務費	3,091,919	△ 30,869	3,061,050	15,143	△ 17,700	△ 31,744			
項 1. 総務管理費	3,069,395	△ 31,214	3,038,181	15,095	△ 17,700	△ 32,041			
目 1. 一般管理費	1,616,001	△ 15,100	1,600,901	2,000		△ 20,972			
							2. 給料	△ 5,500 一般職給 会計年度任用職員給	
							3. 職員手当等	△ 5,000 職員諸手当	

								共済組合負担金 (市町村職員 共済)	△ 4,200	△2,200
								退職手当組合負担金		△2,000
								普通旅費	△ 1,000	△1,000
								郵便料・運送料	300	300
								電算関係保守等委託料	800	800
								自動車・機械等借上料	△ 500	△500
目 2. 文書広報費	12,175	△ 3,712	8,463	△ 286	△ 3,426					
								職員手当等	△ 1	△1
								講師等謝礼	△ 281	△281
								普通旅費	△ 45	△45
								消耗品費	△ 68	△20
								食糧費		△48
								チラシ折込料	△ 7	△7
								行政区補助金	△ 3,310	△73
								鹿追町地域のつながり活動助成金		△3,237
目 4. 支所費	4,330	△ 80	4,250	△ 80						
								負担金補助及び交付金	△ 80	△80
								うりまく夢創造館運営委員会活動補助金		△80

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				補正額		一般財源	区 分	金 額			
				特定財源	その他						
国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区 分	金 額	説 明					
目 6. 企画振興費	44,782	△ 5,083	39,699	△ 2	△ 6,800	1,719	1,719				
								7. 報償費	△ 113	講師等謝礼	△113
								8. 旅費	△ 1,749	費用弁償 普通旅費	△637 △1,112
								10. 需用費	△ 101	食糧費	△101
								13. 使用料及び賃借料	△ 510	自動車・機械等借上料	△510
								18. 負担金補助及び交付金	△ 2,610	全国(道)基地協議会分担金 防衛施設周辺整備全国協議会 分担金 地域力創造活動事業助成金 とちぎ航空宇宙産業基地誘致 期成会負担金 会議・研修会参加負担金 鹿追町国内交流推進協議会補 助金	△2 △8 △530 △25 △10 △2,035
目13. ライディング パーク費	15,997	△ 145	15,852			△ 145	△ 145				
								3. 職員手当等	△ 145	会計年度任用職員諸手当	△145
目14. 花とみどり費	8,079	△ 36	8,043			△ 36	△ 36				
								8. 旅費	△ 36	普通旅費	△36

目15. ジオパーク事業費	6,363	△	854	5,509	△	900	△	154	200	8. 旅費	△	137	費用弁償	△137
										10. 需用費	△	10	消耗品費	△10
										11. 役務費	△	7	チラシ折込料	△7
										18. 負担金補助及び交付金	△	700	とちぎ鹿追ジオパーク推進協議会活動補助金	△700
目16. 地方創生交付金事業費	1,570	△	1,000	570	△	500		500		18. 負担金補助及び交付金	△	1,000	負担金補助及び交付金	△1,000
目17. 再エネ推進事業費	210,452	△	2,100	208,352				2,100		8. 旅費	△	100	普通旅費	△100
										10. 需用費	△	2,000	消耗品費	△2,000
目18. 開町100年事業費	14,239		0	14,239				1,000	1,000				財源内訳補正	
目19. 新型コロナウイルス緊急経済対策事業費	1,089,807	△	3,104	1,086,703	△	10,000	△	5,701	5,701	3. 職員手当等	△	15	職員諸手当	△15
										4. 共済費	△	1	雇用保険料	△1
										10. 需用費	△	76	消耗品費	△68

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分		金 額	説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	11. 役務費		
								△ 149	郵便料・運送料 口座振替手数料	△32 △117
								△ 804	負担金補助及び交付金	△690
								1,488	子育て世帯への臨時特別給付金 鹿追町中小企業事業資金特別利子等補給金	△114
								△ 3,547	簡易水道特別会計繰出金	△865
項 2. 徴税費	6,862	720	7,582				720		下水道特別会計繰出金	△2,682
目 1. 賦課徴収費	6,862	720	7,582				720			
項 3. 戸籍住民登録費	8,421	88	8,509						北海道自治体情報システム協議会負担金	720
目 1. 戸籍住民登録費	8,421	88	8,509							
項 5. 統計調査費	4,097	△ 39	4,058						北海道町村会負担金（電算関係）	88
目 1. 統計費	4,097	△ 39	4,058							

									1. 報酬	△	7	統計調査員報酬	△7
									10. 需用費	△	31	消耗品費	△28
									13. 使用料及び賃借料	△	1	食糧費 複写機借上料	△3 △1
項 6. 監査委員費	2,917	△	424	2,493				△	424				
目 1. 監査委員費	2,917	△	424	2,493				△	424				
款 3. 民生費	670,484	△	3,732	666,752	△	3,399	2,500	△	827	2,006			
項 1. 社会福祉費	519,391		10,210	529,601	△	130	2,500	△	827	8,667			
目 1. 社会福祉総務費	89,420	△	528	88,892				△	528				
目 2. 心身障がい者特別対策費	185,895		880	186,775		790		△	562	652			
目 3. 北海道医療給付事業費	40,211		0	40,211	△	1,000	2,500	△	1,500				
目 4. 老人福祉費	23,313	△	1,947	21,366					1,947				
									12. 委託料	△	815	寿勤労会委託料	△815
									18. 負担金補助及び交付金		880	北海道町村会負担金（電算関係）	880
									19. 扶助費	△	528	福祉灯油費	△528
									19. 扶助費	△	528	福祉灯油費	△528
									18. 負担金補助及び交付金		880	北海道町村会負担金（電算関係）	880
									財源内訳補正				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補正額		一般財源	金額	19. 扶助費	金額	
				特定財源	地方債					
目 6. 在宅福祉費	113,497	11,841	125,338		△ 265	12,026	△ 1,132	老人福祉施設入所者措置費	△1,132	
		80						8. 旅費	△ 157	
								11. 役務費	28	
								12. 委託料	△ 750	
									介護予防サービス計画作成委託料	△277
									生活管理指導員派遣委託料	△294
									生活管理指導短期宿泊委託料	△68
									軽度生活援助委託料	△111
目 7. 後期高齢者医療費	64,155	△ 36	64,119			△ 36	△ 1,000	18. 負担金補助及び交付金	△ 1,000	
							13,720	27. 繰出金	13,720	
									介護保険利用者負担単独軽減助成金	△1,000
項 2. 児童福祉費	150,893	△ 13,942	136,951			△ 10,673	△ 36	27. 繰出金	△ 36	
									後期高齢者医療特別会計繰出金	△36
目 1. 児童福祉施設費	6,241	△ 478	5,763			△ 478		1. 報酬	△ 302	
								8. 旅費	13	
									会計年度任用職員報酬	△302
									会計年度任用職員旅費	13

								10. 需用費	△	168	修繕料	170
								賄財料費			賄財料費	△338
								12. 委託料	△	96	保育所児童健康診断委託料	△20
								保育士腰痛検査委託料			保育士腰痛検査委託料	△76
								17. 備品購入費		75	電気機器購入費	75
目 2. 児童措置費	74,472	△	3,475	70,997	△	3,269	△	206				
								19. 扶助費	△	3,475	児童手当	△3,475
目 3. こども園費	70,180	△	9,989	60,191	△	9,989	△	9,989				
								1. 報酬	△	5,466	会計年度任用職員報酬	△5,466
								3. 職員手当等	△	2,893	会計年度任用職員諸手当	△2,893
								10. 需用費	△	1,500	賄財料費	△1,500
								11. 役務費	△	45	車検代行等手数料	△3
								自賠償保険料			自賠償保険料	△22
								その他保険料			その他保険料	△20
								12. 委託料	△	107	保育士腰痛検査委託料	△20
								園児童健康診断委託料			園児童健康診断委託料	△87
								13. 使用料及び賃借料	△	44	物品借上料	△44



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明	
				国道支出金	補 正 額 の 財 源		一般財源	金 額	金 額		
					特定財源 地方債	その他					
								18. 負担金補助及び交付金	△ 3	十勝管内保育所協議会年会費	△3
								22. 償還金利子及び割引料	76	返還金	76
								26. 公課費	△ 7	自動車重量税	△7
款 4. 衛生費	477,675	△ 21,542	456,133	△ 300	△ 7,650	△ 13,592					
項 1. 保健衛生費	419,983	△ 22,029	397,954	△ 300	△ 8,500	△ 13,229					
目 1. 保健衛生総務費	293,855	△ 13,229	280,626		500	△ 13,729					
								18. 負担金補助及び交付金	29,822	町立病院運営費補助金	29,322
								23. 投資及び出資金	△ 43,051	町立病院備品購入費補助金	500
目 2. 予防費	25,971	0	25,971	△ 300		300				町立病院出資金	△43,051
										財源内訳補正	
目 3. 保健指導費	24,414	△ 7,620	16,794		△ 2,000	△ 5,620					
								7. 報償費	△ 3,700	記念品費	△3,700
								12. 委託料	△ 1,556	健診(検診)委託料	△156
										妊婦一般健康診査委託料	△1,400
								18. 負担金補助及び交付金	△ 164	保健推進員協議会助成金	△164
								19. 扶助費	△ 2,200	妊婦一般健康診査等受診費	△2,200

目 4. トリムセンター 一費	21,201	△	1,180	20,021				△	1,180	10. 需用費	△	1,180	燃料費	△1,180
目 5. 環境衛生費	46,405		0	46,405		△	7,000	7,000					財源内訳補正	
項 2. 清掃費	57,692		487	58,179			850	△	363					
目 1. 清掃総務費	57,692		487	58,179			850	△	363	12. 委託料		309	収入証紙取扱委託料	23
款 5. 農林費	1,283,210		140,673	1,423,883			53,243	38,403		18. 負担金補助及び交付金		178	十勝環境複合事務組合負担金	178
項 1. 農業費	1,262,861		142,636	1,405,497			53,578	38,618						
目 1. 農業委員会費	8,501	△	640	7,861			120	△	2,960	8. 旅費	△	440	費用弁償	△380
													普通旅費	△60
										10. 需用費	△	86	消耗品費	△12
										18. 負担金補助及び交付金	△	114	食糧費	△74
													西部地区農業委員会連絡協議 会負担金	△104
													十勝農業委員会連合会負担金	△10

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				補正額		財源				
				国道支出金	特定財源	地方債	その他			
目 2. 農業振興費	100,989	16,347	117,336	17,081	△	734	8. 旅費	△ 32	普通旅費	
							18. 負担金補助及び交付金	16,379	環境保全型農業直接支援対策事業補助金	
									畑作構造転換事業補助金	
目 4. 畜産業費	366,449	12,538	378,987		△ 8,151	20,689	12. 委託料	△ 11,151	町営牧場指定管理委託料	
							18. 負担金補助及び交付金	23,689	自衛防疫事業補助金	
									町営牧場運営負担金	
目 5. 環境保全センター費	362,495	85,682	448,177	19,355	△ 66,593	266	8. 旅費	△ 206	普通旅費	
							10. 需用費	△ 10	食糧費	
							17. 備品購入費	84,381	農林水産機器購入費	
							18. 負担金補助及び交付金	1,517	環境保全センター用トラクター・スラリータンカー購入費	
									瓜幕バイオガスプラント利用者助成金	
									鹿追町水素エネルギー研究会補助金	
目 7. 農業用水事業費	235,132	△ 1,552	233,580		△ 1,415	137				

1. 報酬	△	422	会計年度任用職員報酬	△422
3. 職員手当等	△	14	会計年度任用職員諸手当	△14
8. 旅費	△	39	会計年度任用職員旅費 普通旅費	△21 △18
14. 工事請負費	△	2,219	単独事業 畑かん用水移設工事外	△2,219
17. 備品購入費	△	143	計測機器購入費 水道メーター購入費	△143
27. 繰出金		1,285	簡易水道特別会計繰出金 下水道特別会計繰出金	327 958
8. 旅費	△	305	普通旅費	△305
11. 役務費	△	6	その他点検・清掃・検査等料	△6
13. 使用料及び賃借料	△	22	土地借上料	△22
18. 負担金補助及び交付金		31,594	北海道土地改良事業団体連合 会負担金 多面的機能支払交付金事業交 付金 道営土地改良事業負担金	△84 △36 31,714
目 8. 土地改良事業費		176,588		
		31,261		
		207,849		
	△	1,796		
		13,600		
	△	3,569		
		23,026		

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				補正額		財源		節 区 分	金 額		
				国道支出金	特定財源 地方債	国道支出金	その他				
目 9. 産業後継者対 策費	3,262	△ 1,000	2,262			△ 1,000				上幌内地区草地畜産基盤整備事業(△1,000) 北瓜幕地区担い手畑総事業(△13,770) 東瓜幕地区担い手畑総事業(44,013) 瓜幕地区水利施設整備事業(2,471)	
目 9. 産業後継者対 策費								8. 旅費	△ 138	普通旅費	△138
								10. 需用費	△ 61	食糧費	△61
								18. 負担金補助及 び交付金	△ 801	産業後継者対策協議会負担金	△801
項 2. 林業費	20,349	△ 1,963	18,386	△ 1,413		△ 335	△ 215				
目 1. 林業振興費	20,349	△ 1,963	18,386	△ 1,413		△ 335	△ 215				
								7. 報償費	314	有害鳥獣駆除報償費	314
								18. 負担金補助及 び交付金	△ 2,277	未来につなぐ森づくり推進事 業補助金	△2,277
款 6. 商工費	213,018	9,390	222,408	△ 7,400	△ 4,400	17,735	3,455				
項 1. 商工費	213,018	9,390	222,408	△ 7,400	△ 4,400	17,735	3,455				
目 1. 商工業振興費	95,880	16,480	112,360	△ 3,600		22,016	△ 1,936				
								7. 報償費	△ 58	講師等謝礼	△58
								8. 旅費	△ 34	普通旅費	△34
								11. 役務費	△ 37	郵便料・運送料	△37

								鹿追町企業活性化推進助成金	22,000
								負担金補助及び交付金	△4,391
								生活応援商品券事業補助金	
								鹿追町店舗等修繕補助金	△1,000
目 2. 観光費	93,947	△	4,832	89,115	△	3,800	△	3,586	16,609
								1. 報酬	△
								自然公園施設運営協議会委員報酬	△59
								会計年度任用職員報酬	△34
								3. 職員手当等	△
								会計年度任用職員諸手当	△40
								8. 旅費	△
								費用弁償	△15
								普通旅費	△36
								11. 役務費	△
								電話料（移動・携帯電話）	△7
								その他役務費	△198
								12. 委託料	△
								公共施設浄化槽管理委託料	△2
								その他委託料	△149
								家族団らんクーポン券事業委託料	
								13. 使用料及び賃借料	△
								土地借上料	△13
								15. 原材料費	△
								補修用原材料費	△9

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補正額の特 定 財 源		一般財源	金 額	18. 負担金補助及び交付金	金 額	
				国道支出金	地方債					
目 4. 魚族資源保護 対策費	17,416	△ 1,758	15,658		△ 4,063	2,305		18. 負担金補助及び交付金	△ 4,270	観光協会活動補助金 △3,500 白蛇姫舞保存会活動補助金 △270 その他負担金補助及び交付金 △500 自転車を活用した町づくり 活動補助金
目 5. 労働諸費	4,835	△ 500	4,335			△ 500		12. 委託料	△ 1,758	然別湖特別解禁委託料 △1,758
款 7. 土木費	414,153	27,644	441,797				4,737	7. 報償費	△ 500	その他報償費 △500
項 1. 道路橋りょう 費	246,251	29,884	276,135				6,384			
目 1. 道路維持費	72,120	29,884	102,004				29,884	1. 報酬	△ 2,290	会計年度任用職員報酬 △2,290
								3. 職員手当等	△ 400	会計年度任用職員諸手当 △400
								10. 需用費	2,200	修繕料 2,200
								12. 委託料	30,400	町道除雪委託料 30,400
								14. 工事請負費	△ 26	単独事業 △26

町道区画線補修工事										
目 2. 道路新設改良費	174,131	0	174,131	23,500				△ 23,500	財源内訳補正	
項 2. 河川費	67,938	△ 354	67,584				△ 354			
目 1. 河川費	67,938	△ 354	67,584				△ 354			
項 3. 都市計画費	28,987	△ 51	28,936				△ 51			
目 1. 公園緑地費	28,987	△ 51	28,936				△ 51			
項 4. 住宅費	70,977	△ 1,835	69,142	△ 593			△ 1,242			
目 2. 住宅建設費	53,810	△ 1,835	51,975	△ 593			△ 1,242			
								△ 84	普通旅費	△84
								△ 244	調査・設計・監理委託料 特殊建築物定期報告業務委託料 住生活基本計画策定外委託料	△71 △173
								△ 1,507	補助事業	△1,507
									令和団地公営住宅建設工事(△1,144) 白樺団地公営住宅解体工事(△363)	



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	節 区 分	金 額		
款 8. 消防費	252,534	△ 1,184	251,350		1,700		△ 2,884				
項 1. 消防費	252,534	△ 1,184	251,350		1,700		△ 2,884				
目 1. 常備消防費	239,839	0	239,839		1,700		△ 1,700				財源内訳補正
目 2. 非常備消防費	12,695	△ 1,184	11,511				△ 1,184				
									△ 1,060		費用弁償
									△ 40		交際費
									△ 11		その他備品購入費
											消防団活動備品購入費外
									△ 73		消防理事会負担金
											消防互助会助成金
											上級幹部研修会負担金
											北ブロック団長署長会議負担金
款 9. 教育費	733,882	△ 18,642	715,240	10,929	100	△ 9,038	△ 20,633				
項 1. 教育総務費	247,215	△ 10,591	236,624	2,939	2,800	△ 4,722	△ 11,608				
目 1. 教育委員会費	3,043	△ 1,003	2,040				△ 1,003				
											費用弁償
									△ 739		費用弁償

							9. 交際費	△	200	交際費	△200
							10. 需用費	△	48	食糧費	△48
							18. 負担金補助及び交付金	△	16	北海道市町村教育委員研修会負担金 全国市町村教育委員研究協議会負担金	△8 △8
目 2. 事務局費	4,042	△	1,003	3,039		△	1,003				
							8. 旅費	△	844	普通旅費	△844
							10. 需用費	△	63	食糧費	△63
							13. 使用料及び賃借料	△	96	複写機借上料	△96
目 3. 教育振興費	136,021	△	8,037	127,984	2,939	2,800	4,722	△	9,054		
							1. 報酬	△	1,500	会計年度任用職員報酬	△1,500
							3. 職員手当等	△	288	会計年度任用職員諸手当	△288
							7. 報償費	△	230	その他報償費 スクールカウンセラー報償費	△230
							8. 旅費	△	87	普通旅費	△87
							10. 需用費	△	699	食糧費 賄財料費	△5 △694
							17. 備品購入費	△	2,170	電気機器購入費	△570

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		説 明
				補正額の財源		一般財源	区 分	金 額		
				特定財源	その他					
国道支出金	地方債									
										GIGAスクール構想各小中学校大型モニター購入費外 通信用機器購入費 △1,600
								18. 負担金補助及び交付金	△ 1,651	小中学校振興協議会補助金 △1,555
								20. 貸付金	△ 1,412	武藤孔二記念奨学補助金 △96 修学資金貸付金 △1,412
目 4. 財産管理費	4,211	△ 708	3,503			△ 708		17. 備品購入費	△ 708	その他備品購入費 △708 教職員住宅用物置購入費
目 5. 共同調理場費	59,001	108	59,109			108				
								1. 報酬	△ 950	会計年度任用職員報酬 △950
								3. 職員手当等	△ 110	会計年度任用職員諸手当 △110
								8. 旅費	△ 56	費用弁償 △14 会計年度任用職員旅費 △42
								10. 需用費	1,270	修繕料 620 賄財料費 650

									12. 委託料	△	46	学校給食配送委託料	△46
目 6. 自然体験留学 事業費	16,897	52	16,949	5,395	162,694	2,044	2,044	52	52				
									10. 需用費		203	燃料費 40 光熱水費 30 賄財料費 133	
									12. 委託料	△	151	留学センター当直委託料	△151
項 2. 小学校費	164,738	△	2,800	5,395	162,694	△	2,044	△	4,539	△	100		
目 1. 学校管理費	164,738	△	2,800	5,395	162,694	△	2,044	△	4,539	△	100		
									1. 報酬	△	1,154	会計年度任用職員報酬	△1,154
									2. 給料	△	1,286	会計年度任用職員給	△1,286
									3. 職員手当等	△	1,262	会計年度任用職員諸手当	△1,262
									10. 需用費		2,500	消耗品費 修繕料	2,800 △300
									13. 使用料及び賃 借料		250	システム使用料	250
									14. 工事請負費	△	1,342	補助事業 鹿追小学校バリアフリー化 改修工事	△1,342
									18. 負担金補助及 び交付金		250	会議・研修会参加負担金	250

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				特定財源		一般財源	その他			
				国道支出金	地方債					
項 3. 中学校費	49,987	△ 401	49,586	1,442		△ 1,843				
目 1. 学校管理費	49,987	△ 401	49,586	1,442		△ 1,843				
							1. 報酬	△ 768	会計年度任用職員報酬	
							3. 職員手当等	△ 654	会計年度任用職員諸手当	
							8. 旅費	△ 23	会計年度任用職員旅費	
							10. 需用費	1,400	消耗品費	
							13. 使用料及び賃借料	100	システム使用料	
							18. 負担金補助及び交付金	44	通学費補助金	
									会議・研修会参加負担金	
							19. 扶助費	△ 500	就学援助費	
項 4. 社会教育費	216,003	△ 5,483	210,520	1,153	100	△ 4,223				
目 1. 社会教育総務費	134,192	△ 4,046	130,146	1,153	100	△ 4,495				
							1. 報酬	△ 214	社会教育委員報酬	
									会計年度任用職員報酬	
							7. 報償費	△ 124	講師等謝礼	
							8. 旅費	△ 209	費用弁償	

									普通旅費	△133
								10. 需用費	△ 61	△61
								11. 役務費	△ 14	△14
								14. 工事請負費	△ 3,012	△3,012
									児童保育所建設工事	
								18. 負担金補助及び交付金	△ 412	△32
									十勝社会教育委員会協議会負担金	
									文化講演会等補助金	△270
									P T A 連合会活動補助金	△110
目 2. 社会教育施設費					39,653	196	39,457			
				△ 77						
								11. 役務費	△ 79	△79
								12. 委託料	275	275
									公共施設清掃委託料	
目 3. 図書館費					13,679	△ 267	13,946			
				△ 268						
								7. 報償費	△ 77	△40
									講師等謝礼	
									記念品費	△37
								18. 負担金補助及び交付金	△ 190	△190
									新図書館建設検討委員会補助金	
目 4. 神田日勝記念美術館費					24,815	△ 638	25,453			
				△ 1,120						
								7. 報償費	△ 30	△20
									講師等謝礼	

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補正額		財源内訳		金 額	区 分	
				国道支出金	特定財源	地方債	その他			
目 5. 青少年活動推進費	2,955	△ 728	2,227	△ 134	△ 594					
										記念品費 △10
										費用弁償 △27
										普通旅費 △98
										広告料 △90
										著作権・版權使用料 △123
										馬耕忌・生誕祭助成金 △270
										普通旅費 △51
										食糧費 △27
										クリーニング代 △140
										青少年人材育成事業助成金 △350
										女性まつり補助金 △150
										北海道ジュニアセミナー参加負担金 △10
項 5. 保健体育費	55,939	△ 123	55,816	7	△ 130					
目 1. 体育振興費	55,939	△ 123	55,816	7	△ 130					
										食糧費 △45

									11. 役務費	△	48	地下タンク漏えい検査料	△48
									18. 負担金補助及び交付金	△	30	西部十勝体育団体協議会負担金	△30
款10. 公債費	870,197	0	870,197	△178,048									
項 1. 公債費	870,197	0	870,197	△178,048									
目 1. 元金	842,005	0	842,005	△171,825								財源内訳補正	
目 2. 利子	28,192	0	28,192	△ 6,223								財源内訳補正	
款11. 諸支出金	787,672	△ 29,491	758,181	△ 29,412									
項 1. 基金費	787,672	△ 29,491	758,181	△ 29,412									
目 1. 基金費	787,672	△ 29,491	758,181	△ 29,412									
									24. 積立金	△	29,491	財政調整基金利子等積立金	△34
												町づくり基金利子等積立金	300
												交通安全推進基金利子等積立金	100
												修学基金利子等積立金	2,909
												農業振興基金利子等積立金	1,334
												酪農振興基金利子等積立金	15
												図書館図書整備基金積立金	200
												環境保全センター基金利子等積立金	△34,784



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		説 明	
				補正額		財源		区 分	金 額		
				国道支出金	特定財源	地方債	その他				
										町営牧場基金積立金	1
										鹿追高等学校看護科誘致支援基金積立金	△31
										鹿追町ふるさと寄附金基金積立金	△4
										文化振興基金積立金	500
										林業振興基金積立金	1
										鹿追高等学校支援基金積立金	2

## 令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)

令和 2 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,032 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 804,693 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		226, 109	△5, 507	220, 602
	1. 国民健康保険税	226, 109	△5, 507	220, 602
3. 道支出金		484, 272	8, 030	492, 302
	1. 道補助金	484, 271	8, 030	492, 301
4. 財産収入		1	1	2
	1. 財産運用収入	1	1	2
6. 繰越金		990	5, 508	6, 498
	1. 繰越金	990	5, 508	6, 498
歳入合計		796, 661	8, 032	804, 693

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 保健事業費		7,708	58	7,766
	2. 保健事業費	318	58	376
7. 基金積立金		1	2	3
	1. 基金積立金	1	2	3
9. 諸支出金		295	7,972	8,267
	2. 繰出金	1	7,972	7,973
歳出合計		796,661	8,032	804,693

1. 総括  
(歳入)

(単位：千円)

歳入歳出補正予算事項別明細書

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	226,109	△5,507	220,602
3. 道支出金	484,272	8,030	492,302
4. 財産収入	1	1	2
6. 繰越金	990	5,508	6,498
歳入合計	796,661	8,032	804,693

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
6. 保健事業費	7,708	58	7,766	58			
7. 基金積立金	1	2	3			1	1
9. 諸支出金	295	7,972	8,267	7,972			
歳 出 合 計	796,661	8,032	804,693	8,030		1	1

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 国民健康保険税	226,109	△ 5,507	220,602			
項 1. 国民健康保険税	226,109	△ 5,507	220,602			
目 1. 一般被保険者国民健康保険税	226,077	△ 5,507	220,570			
				1. 医療給付費分現年課税分	△ 4,092	医療給付費分現年課税分 △4,092
				2. 後期高齢者支援助金分現年課税分	△ 1,415	後期高齢者支援助金分現年課税分 △1,415
款 3. 道支出金	484,272	8,030	492,302			
項 1. 道補助金	484,271	8,030	492,301			
目 1. 保険給付費等交付金	484,271	8,030	492,301			
				2. 特別交付金	8,030	特別調整交付金分(市町村分) 7,972
						道繰入金(2号分) 58
款 4. 財産収入	1	1	2			
項 1. 財産運用収入	1	1	2			
目 1. 利子及びひ配当金	1	1	2			
				1. 利子及びひ配当金	1	国保基金積立金利子 1
款 6. 繰越金	990	5,508	6,498			
項 1. 繰越金	990	5,508	6,498			

目 1. 繰越金	990	5,508	6,498	1. 前年度繰越金	5,508	前年度繰越金	5,508



3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 6. 保健事業費	7,708	58	7,766	58						
項 2. 保健事業費	318	58	376	58						
目 1. 保健事業費	318	58	376	58						
							12. 委託料	58	健診(検診)委託料	58
款 7. 基金積立金	1	2	3		1	1				
項 1. 基金積立金	1	2	3		1	1				
目 1. 国民健康保険事業基金積立金	1	2	3		1	1				
							24. 積立金	2	国保事業基金利子等積立金	2
款 9. 諸支出金	295	7,972	8,267	7,972						
項 2. 繰出金	1	7,972	7,973	7,972						
目 1. 直営診療施設勘定繰出金	1	7,972	7,973	7,972						
							27. 繰出金	7,972	直営診療施設勘定繰出金	7,972

議案第22号

令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）

第1条 令和2年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中（3）年間患者数 1入院

「11, 680人」を「9, 724人」に、2外来「18, 954人」を「18, 162人」に、（4）一日平均患者数 1入院「32人」を「27人」に、2外来「78人」を「75人」に、（5）建設改良事業 1有形固定資産購入費

21, 217千円」を「21, 866千円」に、2施設整備費「1, 722千円」を「1, 437千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			入
第1款 病院事業収益	741, 499千円	△55, 315千円	686, 184千円
第1項 医療収益	481, 439千円	△87, 932千円	393, 507千円
第2項 医業外収益	256, 060千円	32, 617千円	288, 677千円
			出
第1款 病院事業費用	741, 499千円	△21, 315千円	720, 184千円
第1項 医業費用	734, 031千円	△21, 315千円	712, 716千円

第4条 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「17,943千円」を「59,483千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	48,047千円	△41,176千円	6,871千円
第1項 出資金	43,051千円	△43,051千円	0千円
第2項 他会計補助金	2,750千円	1,875千円	4,625千円
	支	出	
第1款 資本的支出	65,990千円	364千円	66,354千円
第1項 建設改良費	22,939千円	364千円	23,303千円

第5条 予算第6条中(1)職員給与費「411,197千円」を「404,364千円」に改める。

第6条 予算第7条中他会計補助金「244,812千円」を「278,257千円」に改める。

第7条 予算第8条中たな卸資産の購入限度額「141,000千円」を「123,000千円」に改める。

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜井知己

令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収入

単位 千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説 明
1 病院事業収益	1 医療収益		741,499	△ 55,315	686,184	
			481,439	△ 87,932	393,507	
		1 入院収益	183,376	△ 38,973	144,403	入院収益 38,973 千円減額
2 医療外収益		2 外来収益	271,989	△ 45,971	226,018	外来収益 45,971 千円減額
		3 その他医療収益	26,074	△ 2,988	23,086	公衆衛生活動収益 1,213 千円減額 医療相談収益 680 千円減額 その他医療収益 1,095 千円減額
			256,060	32,617	288,677	計 2,988 千円減額
		3 他会計補助金	242,062	31,570	273,632	病院運営費補助金 31,570 千円追加
		4 患者外給食収益	625	△ 504	121	患者外給食代 504 千円減額
	5 その他医療外収益	7,128	1,551	8,679	その他医療外収益 1,551 千円追加	

## 支 出

単位 千円

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明	
1 病院事業費用	1 医 業 費 用		741,499	△ 21,315	720,184		
			734,031	△ 21,315	712,716		
		1 給 与 費	411,197	△ 6,833	404,364	給与 手当 報酬 法定福利費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額	4,317 千円追加 2,651 千円減額 13,599 千円減額 2,981 千円追加 1,974 千円追加 145 千円追加
						計	6,833 千円減額
		2 材 料 費	170,842	△ 16,200	154,642	薬品費 診療材料費	18,000 千円減額 1,800 千円追加
		3 経 費	112,185	△ 67	112,118	報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 光熱水費 燃料費 食糧費 印刷製本費	25 千円減額 945 千円追加 70 千円減額 340 千円減額 830 千円減額 510 千円減額 16 千円減額 256 千円追加
						計	16,200 千円減額

					修繕料 1,797 千円追加
					保険料 31 千円追加
					貸借料 2,295 千円減額
					通信運搬費 20 千円減額
					委託料 773 千円追加
					諸会費 62 千円追加
					交際費 70 千円減額
					雑費 245 千円追加
				計	67 千円減額
4	減 価 償 却 費	39,050	678	39,728	器械備品減価償却費 163 千円追加
					車両減価償却費 515 千円追加
				計	678 千円追加
5	資 産 減 耗 費	2	1,597	1,599	たな卸資産減耗費 699 千円追加
					固定資産除却費 898 千円追加
				計	1,597 千円追加
6	研 究 研 修 費	755	△ 490	265	図書費 15 千円減額
					旅費 475 千円減額
				計	490 千円減額

資本的收入及び支出

収入

単位 千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本の収入	1 出資金		48,047	△ 41,176	6,871		
			43,051	△ 43,051	0		
	2 他会計補助金	1 出資金	43,051	△ 43,051	0	一般会計出資金 (企業債元金分)	43,051 千円減額
			2,750	1,875	4,625		
		1 他会計補助金	2,750	1,875	4,625	国保直営診療施設特別調整交付金 一般会計補助金(備品購入費補助金分)	1,375 千円追加 500 千円追加
						計	1,875 千円追加

支出

単位 千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本の支出	1 建設改良費		65,990	364	66,354		
			22,939	364	23,303		
		1 有形固定資産購入	21,217	649	21,866	器械備品購入費(解析付心電計購入費外)	649 千円追加
			1,722	△ 285	1,437	医師住宅物置設置工事外	285 千円減額

## 令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度鹿追町の簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13,492 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 278,612 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井知己



第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		74,552	△2,181	72,371
	1. 使用料	74,500	△2,181	72,319
2. 国庫支出金		23,069	△3,711	19,358
	1. 国庫補助金	23,069	△3,711	19,358
3. 繰入金		52,252	△538	51,714
	1. 他会計繰入金	52,252	△538	51,714
5. 諸収入		6,030	△562	5,468
	1. 受託事業収入	6,030	△562	5,468
6. 町債		133,000	△6,500	126,500
	1. 町債	133,000	△6,500	126,500
歳入合計		292,104	△13,492	278,612

(歳出)	款	項	補正前の額	補正額	(単位：千円) 計
1. 事業費			216,367	△13,492	202,875
		1. 水道総務費	16,343	△1,133	15,210
		2. 水道施設費	200,024	△12,359	187,665
	歳出合計		292,104	△13,492	278,612

第 2 表 地 方 債 償 の 補 正

変 更	起債の目的	補正前				補正後			
		限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	簡易水道事業	千円以内 133,000	普通貸借 又 証券発行	2.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	償還の方法 政府資金、地方公共団体金融機関及び金融機関等との融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	千円以内 126,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料	74,552	△2,181	72,371
2. 国庫支出金	23,069	△3,711	19,358
3. 繰入金	52,252	△538	51,714
5. 諸収入	6,030	△562	5,468
6. 町債	133,000	△6,500	126,500
歳入合計	292,104	△13,492	278,612

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 事業費	216,367	△13,492	202,875	△3,711	△6,500	△1,570	△1,711
2. 公債費	74,737	0	74,737			470	△470
歳出合計	292,104	△13,492	278,612	△3,711	△6,500	△1,100	△2,181

## 2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 使用料及び手数料	74,552	△ 2,181	72,371			
項 1. 使用料	74,500	△ 2,181	72,319			
目 1. 水道使用料	74,500	△ 2,181	72,319			
				1. 水道使用料	△ 2,181	水道使用料 △2,181
款 2. 国庫支出金	23,069	△ 3,711	19,358			
項 1. 国庫補助金	23,069	△ 3,711	19,358			
目 1. 簡易水道事業費 国庫補助金	23,069	△ 3,711	19,358			
				1. 簡易水道事業費 国庫補助金	△ 3,711	簡易水道事業費国庫補助金 △3,711
款 3. 繰入金	52,252	△ 538	51,714			
項 1. 他会計繰入金	52,252	△ 538	51,714			
目 1. 一般会計繰入金	52,252	△ 538	51,714			
				1. 一般会計繰入金	△ 538	一般会計繰入金 △538
款 5. 諸収入	6,030	△ 562	5,468			
項 1. 受託事業収入	6,030	△ 562	5,468			
目 2. 受託事業収入	1,015	△ 562	453			
				1. 受託事業収入	△ 562	受託事業収入 △562

款 6. 町債	133,000	△	6,500	126,500				
項 1. 町債	133,000	△	6,500	126,500				
目 1. 簡易水道事業債	133,000	△	6,500	126,500				
					1. 簡易水道事業債	△	6,500	簡易水道事業債 然別湖畔地区簡易水道施設整備事業(△2,300) 東瓜幕地区担い手畑総事業(△4,200)
								△6,500

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				国道支出金	特定財源		一般財源	金 額	金 額	
					地方債	その他				
款 1. 事業費	216,367	△ 13,492	202,875	△ 3,711	△ 6,500	△ 1,570	△ 1,711			
項 1. 水道総務費	16,343	△ 1,133	15,210				△ 1,133			
目 1. 一般管理費	16,343	△ 1,133	15,210				△ 1,133			
項 2. 水道施設費	200,024	△ 12,359	187,665	△ 3,711	△ 6,500	△ 1,570	△ 578			
目 1. 施設管理費	200,024	△ 12,359	187,665	△ 3,711	△ 6,500	△ 1,570	△ 578			
								8. 旅費	△ 72	普通旅費
								14. 工事請負費	△ 4,065	補助事業 然別湖畔地区簡易水道施設 整備工事 単独事業
								17. 備品購入費	△ 685	計測機器購入費 量水器購入費
								18. 負担金補助及び交付金	△ 7,537	道営担い手畑総事業東瓜幕地 区営農用水負担金
款 2. 公債費	74,737	0	74,737			470	△ 470			
項 1. 公債費	74,737	0	74,737			470	△ 470			



目 1. 元金	62,729	0	62,729			395	△	395			財源内訳補正
目 2. 利子	12,008	0	12,008			75	△	75			財源内訳補正

## 令和 2 年度鹿追町下水道特別会計補正予算 (第 4 号)

令和 2 年度鹿追町の下水道特別会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,544 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 222,420 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井知己

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		65,042	△3,747	61,295
	1. 使用料	65,000	△3,747	61,253
2. 国庫支出金		6,500	△273	6,227
	1. 国庫補助金	6,500	△273	6,227
4. 繰入金		131,625	△1,724	129,901
	1. 他会計繰入金	131,625	△1,724	129,901
7. 町債		16,900	△2,800	14,100
	1. 町債	16,900	△2,800	14,100
歳入合計		230,964	△8,544	222,420

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 管理費		56,778	△3,087	53,691
	1. 一般管理費	4,146	△1,918	2,228
2. 事業費	2. 施設管理費	52,632	△1,169	51,463
		66,090	△5,457	60,633
	1. 事業費	66,090	△5,457	60,633
歳出合計		230,964	△8,544	222,420

第 2 表 地 方 債 償 の 補 正

変 更	補正前					補正後			
	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	個別排水処理施設整備事業	千円以内 16,900	普通貸借又は証券発行	2.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れられる政府資金、地方公共団体金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機関及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円以内 14,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料	65,042	△3,747	61,295
2. 国庫支出金	6,500	△273	6,227
4. 繰入金	131,625	△1,724	129,901
7. 町債	16,900	△2,800	14,100
歳入合計	230,964	△8,544	222,420

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
1. 管理費	56,778	△3,087	53,691			△3,087		
2. 事業費	66,090	△5,457	60,633	△273	△2,800	△2,384		
3. 公債費	107,096	0	107,096			3,747		△3,747
歳出合計	230,964	△8,544	222,420	△273	△2,800	△1,724		△3,747

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 使用料及び手数料	65,042	△ 3,747	61,295			
項 1. 使用料	65,000	△ 3,747	61,253			
目 1. 下水道使用料	65,000	△ 3,747	61,253			
				1. 下水道使用料	△ 3,747	公共下水道使用料 農業集落排水使用料 個別排水処理施設使用料
款 2. 国庫支出金	6,500	△ 273	6,227			
項 1. 国庫補助金	6,500	△ 273	6,227			
目 1. 下水道事業費国庫補助金	2,500	△ 273	2,227			
				1. 公共下水道事業費補助金	△ 273	社会資本整備総合交付金 特定環境保全公共下水道事業
款 4. 繰入金	131,625	△ 1,724	129,901			
項 1. 他会計繰入金	131,625	△ 1,724	129,901			
目 1. 一般会計繰入金	131,625	△ 1,724	129,901			
				1. 一般会計繰入金	△ 1,724	一般会計繰入金
款 7. 町債	16,900	△ 2,800	14,100			



項 1. 町債	16,900	△	2,800	14,100			
目 1. 下水道事業債	16,900	△	2,800	14,100			
					1. 個別排水処理施設整備事業債	△ 2,800	個別排水処理施設整備事業 △2,800

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				補正額		一般財源	区分	金額			
				特定財源	その他						
国道支出金	地方債										
款 1. 管理費	56,778	△ 3,087	53,691		△ 3,087						
項 1. 一般管理費	4,146	△ 1,918	2,228		△ 1,918						
目 1. 一般管理費	4,146	△ 1,918	2,228		△ 1,918						
項 2. 施設管理費	52,632	△ 1,169	51,463		△ 1,169						
目 2. 農業集落排水施設管理費	46,069	△ 1,169	44,900		△ 1,169						
款 2. 事業費	66,090	△ 5,457	60,633	△ 273	△ 2,800	△ 2,384					
項 1. 事業費	66,090	△ 5,457	60,633	△ 273	△ 2,800	△ 2,384					
目 1. 公共下水道事業費	5,090	△ 593	4,497	△ 273		△ 320					
目 2. 農業集落排水事業費	6,236	△ 296	5,940			△ 296					
								18. 負担金補助及び交付金	△ 80	排水設備改造資金補助金	△80
								26. 公課費	△ 1,838	消費税	△1,838
								12. 委託料	△ 300	公共施設管理委託料	△300
								18. 負担金補助及び交付金	△ 869	汚泥処理負担金	△869
								8. 旅費	△ 48	普通旅費	△48
								12. 委託料	△ 545	調査・設計・監理委託料	△545

								8. 旅費	△	54	普通旅費	△54
								12. 委託料	△	242	調査・設計・監理委託料 農業集落排水施設最適整備 構想策定業務委託料	△242
目 3. 個別排水処理施設整備事業費	54,764	△	4,568	50,196	△	2,800	△					
								12. 委託料	△	190	公共施設管理委託料	△190
								14. 工事請負費	△	4,378	単独事業 個別排水処理施設設置工事	△4,378
款 3. 公債費	107,096		0	107,096	△							
項 2. 農業集落排水事業公債費	47,557		0	47,557	△							
目 1. 元金	39,709		0	39,709	△						財源内訳補正	
目 2. 利子	7,848		0	7,848	△						財源内訳補正	

## 令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)

令和 2 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,680 千円を減額し、歳入歳出  
予算総額を歳入歳出それぞれ 544,533 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(単位：千円)

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		119,651	△10,156	109,495
	1. 介護保険料	119,651	△10,156	109,495
2. 国庫支出金		121,615	△5,508	116,107
	1. 国庫負担金	81,997	△1,040	80,957
	2. 国庫補助金	39,618	△4,468	35,150
3. 道支出金		82,157	△1,053	81,104
	1. 道負担金	77,979	△1,053	76,926
4. 支払基金交付金		137,745	△2,084	135,661
	1. 支払基金交付金	137,745	△2,084	135,661
6. 繰入金		85,558	13,720	99,278
	1. 一般会計繰入金	85,557	13,720	99,277
9. 諸収入		1,776	△599	1,177
	2. 雑収入	1,774	△599	1,175
歳入合計		550,213	△5,680	544,533

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		14,196	△68	14,128
	1. 総務管理費	9,075	△18	9,057
	4. 計画策定費	286	△50	236
		492,260	△4,699	487,561
2. 保険給付費	1. 介護サービス等諸費	430,436	△5,590	424,846
	2. 高額介護サービス等費	13,854	91	13,945
	3. 特定入所者介護サービス等費	47,970	800	48,770
3. 地域支援事業費		26,828	△913	25,915
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	2,652	△47	2,605
	2. 一般介護予防事業費	7,688	△230	7,458
	3. 包括的支援事業・任意事業費	16,488	△636	15,852
歳出合計		550,213	△5,680	544,533

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	119,651	△10,156	109,495
2. 国庫支出金	121,615	△5,508	116,107
3. 道支支出金	82,157	△1,053	81,104
4. 支払基金交付金	137,745	△2,084	135,661
6. 繰入金	85,558	13,720	99,278
9. 諸収入	1,776	△599	1,177
歳入合計	550,213	△5,680	544,533

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	14,196	△68	14,128			△68	
2. 保険給付費	492,260	△4,699	487,561	△6,561		2,844	△982
3. 地域支援事業費	26,828	△913	25,915			△95	△818
6. 諸支出金	15,913	0	15,913			8,955	△8,955
歳 出 合 計	550,213	△5,680	544,533	△6,561		11,636	△10,755



## 2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	119,651	△ 10,156	109,495			
項 1. 介護保険料	119,651	△ 10,156	109,495			
目 1. 第1号被保険者 保険料	119,651	△ 10,156	109,495	1. 現年度分	△ 10,156	現年度分 △10,156
款 2. 国庫支出金	121,615	△ 5,508	116,107			
項 1. 国庫負担金	81,997	△ 1,040	80,957			
目 1. 介護給付費負担 金	81,997	△ 1,040	80,957	1. 現年度分	△ 1,040	法定負担金 △1,040
項 2. 国庫補助金	39,618	△ 4,468	35,150			
目 1. 調整交付金	29,533	△ 4,468	25,065	1. 現年度分調整交 付金	△ 4,468	財政調整交付金 △4,468
款 3. 道支支出金	82,157	△ 1,053	81,104			
項 1. 道負担金	77,979	△ 1,053	76,926			
目 1. 介護給付費負担 金	77,979	△ 1,053	76,926	1. 現年度分	△ 1,053	法定負担金 △1,053
款 4. 支払基金交付金	137,745	△ 2,084	135,661			

項 1. 支払基金交付金	137,745	△	2,084	135,661				
目 1. 介護給付費交付金	135,157	△	2,085	133,072				
					1. 現年度分	△	2,085	法定負担金 △2,085
目 2. 地域支援事業交付金	2,588		1	2,589				
					1. 現年度分		1	法定負担金 1
款 6. 繰入金	85,558		13,720	99,278				
項 1. 一般会計繰入金	85,557		13,720	99,277				
目 1. 介護給付費繰入金	61,530		13,743	75,273				
					1. 現年度分		13,743	法定繰入金 13,743
目 2. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援)	1,200	△	36	1,164				
					1. 現年度分	△	36	法定繰入金 △36
目 3. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援以外)	2,976	△	60	2,916				
					1. 現年度分	△	60	法定繰入金 △60
目 4. その他一般会計繰入金	14,931	△	68	14,863				
					2. 事務費繰入金	△	68	一般会計繰入金 △68
目 5. 低所得者保険料軽減繰入金	4,920		141	5,061				
					1. 現年度分		132	一般会計繰入金 132

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				2. 過年度分	9	一般会計繰入金
款 9. 諸収入	1,776	△	1,177			
項 2. 雑入	1,774	△	1,175			
目 2. 返納金	1		20			
				1. 返納金	19	返納金
目 3. 雑入	1,772	△	1,154			
				1. 雑入	△ 618	地域支援事業使用料外
						△618

## 3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額の特種財源		一般財源		区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 総務費	14,196	△ 68	14,128			△ 68				
項 1. 総務管理費	9,075	△ 18	9,057			△ 18				
目 1. 一般管理費	9,075	△ 18	9,057			△ 18				
項 4. 計画策定費	286	△ 50	236			△ 50				
目 1. 計画策定費	286	△ 50	236			△ 50				
款 2. 保険給付費	492,260	△ 4,699	487,561	△ 6,561		2,844	△ 982			
項 1. 介護サービス等諸費	430,436	△ 5,590	424,846	△ 6,902		2,294	△ 982			
目 1. 居宅介護サービス給付費	77,465	△ 6,978	70,487	△ 2,687		△ 3,290	△ 1,001			
目 3. 施設介護サービス給付費	280,735	687	281,422	△ 4,485		5,153	19			
目 4. 福祉用具購入費	540	341	881	131		210				
								8. 旅費	△ 18	普通旅費 △18
								8. 旅費	△ 50	費用弁償 普通旅費 △32 △18
								18. 負担金補助及び交付金	△ 6,978	居宅介護サービス給付費 △6,978
								18. 負担金補助及び交付金	687	施設介護サービス給付費 687
								18. 負担金補助及び交付金	341	福祉用具購入給付費 341

目 5. 住宅改修費	1,448	360	1,808	139		221				360	住宅改修給付費	360
項 2. 高額介護サービス等費	13,854	91	13,945	34		57						
目 1. 高額介護サービス等費	13,854	91	13,945	34		57					高額介護サービス費	91
項 3. 特定入所者介護サービス等費	47,970	800	48,770	307		493						
目 1. 特定入所者介護サービス等費	47,970	800	48,770	307		493					特定入所者介護サービス費	800
款 3. 地域支援事業費	26,828	△ 913	25,915		△ 95		△ 818					
項 1. 介護予防・生活支援サービス事業費	2,652	△ 47	2,605	△ 18	△ 17	12						
目 2. 介護予防ケアマネジメント事業費	52	△ 47	5	△ 18	△ 17	12						
項 2. 一般介護予防事業費	7,688	△ 230	7,458	18	△ 18	230						
目 1. 一般介護予防事業費	7,688	△ 230	7,458	18	△ 18	230						
項 3. 包括的支援事業・任意事業費	16,488	△ 636	15,852		△ 60	576					7. 報償費	△ 230
目 2. 任意事業費	2,447	△ 636	1,811		△ 60	576					その他報償費	△ 230
											12. 委託料	△ 47
											介護予防ケアマネジメント事業委託料	△ 47

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	区 分	金 額	
								12. 委託料	△ 636	配食サービス委託料
款 6. 諸支出金	15,913	0	15,913		8,955	△ 8,955				
項 1. 償還金及び還 付加算金	15,913	0	15,913		8,955	△ 8,955				
目 2. 償還金	15,801	0	15,801		8,955	△ 8,955				財源内訳補正

令和 2 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

令和 2 年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,092 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 93,648 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 12 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		68,687	3,211	71,898
	1. 後期高齢者医療保険料	68,687	3,211	71,898
2. 繰入金		20,782	△36	20,746
	1. 他会計繰入金	20,782	△36	20,746
3. 繰越金		10	917	927
	1. 繰越金	10	917	927
歳入合計		89,556	4,092	93,648



(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		554	△36	518
	1. 総務管理費	303	△36	267
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		88,427	4,128	92,555
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	88,427	4,128	92,555
歳出合計		89,556	4,092	93,648

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	68,687	3,211	71,898
2. 繰入金	20,782	△36	20,746
3. 繰越金	10	917	927
歳入合計	89,556	4,092	93,648

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	554	△36	518			△36	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	88,427	4,128	92,555				4,128
歳出合計	89,556	4,092	93,648			△36	4,128

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 後期高齢者医療保険料	68,687	3,211	71,898			
項 1. 後期高齢者医療保険料	68,687	3,211	71,898			
目 1. 特別徴収保険料	48,225	△ 3,345	44,880			
				1. 現年度分	△ 3,345	特別徴収保険料 △ 3,345
目 2. 普通徴収保険料	20,462	6,556	27,018			
				1. 現年度分	6,545	普通徴収保険料 6,545
				2. 滞納繰越分	11	普通徴収保険料 11
款 2. 繰入金	20,782	△ 36	20,746			
項 1. 他会計繰入金	20,782	△ 36	20,746			
目 1. 一般会計繰入金	20,782	△ 36	20,746			
				2. その他一般会計繰入金	△ 36	その他一般会計繰入金 △ 36
款 3. 繰越金	10	917	927			
項 1. 繰越金	10	917	927			
目 1. 繰越金	10	917	927			
				1. 前年度繰越金	917	前年度繰越金 917

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 総務費	554	△ 36	518		△ 36					
項 1. 総務管理費	303	△ 36	267		△ 36					
目 1. 一般管理費	303	△ 36	267		△ 36					
款 2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	88,427	4,128	92,555				4,128			
項 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	88,427	4,128	92,555				4,128			
目 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	88,427	4,128	92,555				4,128			
								8. 旅費	△ 36	普通旅費
								18. 負担金補助及 び交付金	4,128	後期高齢者医療広域連合納付 金

議案第 34 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 公の施設の名称及び位置  
名 称 鹿追町営牧場  
所在地 鹿追町上幌内30番地4ほか
- 2 指定管理者となる団体の名称等  
名 称 鹿追町農業協同組合  
所在地 鹿追町新町4丁目51番地  
代表者 代表理事組合長 木 幡 浩 喜
- 3 指定期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

同意第 1 号

鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

上 村 政 浩

[REDACTED]

令和3年3月12日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町固定資産評価審査委員会委員 上村政浩氏 の任期が令和3年3月29日で満了になることによる。